令和２年度埼玉県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための

救急・周産期・小児医療体制確保事業（設備整備）補助金実施要綱

令和２年８月１４日

保健医療部長決裁

１　目　的

　　この事業は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患

　者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場

　合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的と

　する。

２　事業の実施主体

疑い患者を診療する医療機関として埼玉県への登録を承諾した救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関とする。

３ 事業の内容

（１）疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の

　　院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

　　　なお、対象となる医療機関は保険医療機関に限る。

（２）「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急セン

　　ター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センタ

　　ー、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

（３）本事業を実施する医療機関は、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する

　　医療機関」として埼玉県の登録を承諾すること。

（４）本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、

　　一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判

　　断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を

　　求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

（５）本事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れる

　　ために要するものに限る。

（６）事業実施にあたっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前

　　に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

４　経費の負担等

　　この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県新型コロナウイ

　ルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金交付

　要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附　則

　この要綱は令和２年８月１４日から施行する。なお、令和２年４月１日から適用する。